

事 務 連 絡

令和元年12月17日

各都道府県 生活福祉資金貸付事業主管課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

令和元年台風第15号及び第19号による災害に伴う生活福祉資金（緊急小口資金、福祉費における住宅補修費・災害援護費）の特例措置が必要な地域として各都道府県知事が指定した地域について（追加）

令和元年台風第15号及び第19号により被災された世帯を対象として、「生活福祉資金貸付（福祉資金〔緊急小口資金〕）の特例について」（令和元年10月25日社援発1025第10号厚生労働省社会・援護局長通知）により特例措置を講じ、当該通知の1に記載の「被災したため特例措置が必要な地域として、各都道府県知事が指定した地域」について、「令和元年台風第15号及び第19号による災害に伴う生活福祉資金（緊急小口資金）の特例措置が必要な地域として各都道府県知事が指定した地域について」（令和元年11月14日事務連絡）により、情報提供していたところです。

今般、岩手県、埼玉県、千葉県において指定した地域の追加があったことから、以下のとおり情報提供しますので、留意いただくとともに管内の都道府県社会福祉協議会に周知していただきますようお願いいたします。

記

下線部の地域が、本事務連絡により追加で周知する地域。

- 岩手県 盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、岩手郡雫石町、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、九戸郡軽米町、九戸郡九戸村、二戸郡一戸町

- 茨城県 龍ヶ崎市、取手市、牛久市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、行方市、小美玉市、東海村、美浦村、阿見町、河内町、五霞町、利根町
- 埼玉県 加須市、羽生市、鴻巣市、草加市、久喜市、北本市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、北葛飾郡松伏町
- 千葉県 千葉市美浜区、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市、夷隅郡御宿町
- 東京都 千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、渋谷区、中野区、杉並区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、清瀬市、東久留米市、西東京市、島しょ利島村、島しょ新島村、島しょ神津島村、島しょ三宅村、島しょ御蔵島村、島しょ八丈町、島しょ青ヶ島村、島しょ小笠原村
- 神奈川県 横浜市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、三浦市、大和市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、開成町、真鶴町

【担当部署】

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

生活困窮者自立支援室 生活福祉資金担当

[TEL] 03-5253-1111 (内線) 2231

[FAX] 03-3592-1459

[E-mail] shikin@mhlw.go.jp